別記様式第１号その１（ア）（第１条の３関係）

記入例（個人）

資料区分	１１		受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署		（　　署）					
許可証番号			許可年月日	5.令和	年	月	日

古物商 ~~古物市場主~~ 許可申請書

古物営業法第５条第１項の規定により許可を申請します。

令和○○年○○月○○日

秋田県公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

秋田市山王4丁目1番5号　秋　田　太　郎

許可の種類	1.古物商　2.古物市場主	
氏名又は名称	（ﾌﾘｶﾞﾅ）アキタ　タロウ （漢字）秋田　太郎	
法人等の種別	1.株式会社　2.有限会社　3.合名会社　4.合資会社　5.その他法人　6.個人	
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 ／ 年 月 日 0 1 2 3 4 5 ／ 0001 12 10　※外国人の方のみ西暦記入	
住所又は居所	都道府県：秋田　市区町村：秋田 山王4丁目1番5号　※住民票の表記と同じく記入 電話（018）863　－1111番（内線　　）	本（国）籍（　　）
行商をしようとする者であるかどうかの別	1.する　2.しない	
主として取り扱おうとする古物の区分	01 美術品類　02 衣類　03 時計・宝飾品類　04 自動車　05 自動二輪車・原付 06 自転車類　07 写真機類　08 事務機器類　09 機械工具類　10 道具類 11 皮革・ｺﾞﾑ製品類　12 書籍　13 金券類　（いずれか１つに○を付けること）	
代表者等 種別	1.代表者　2.役員　3.法定代理人	
代表者等 氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ） （漢字）この欄の記載は不要です	
代表者等 生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 ／ 年 月 日 0 1 2 3 4 5 ／	
代表者等 住所	都道府県　市区町村 電話（　　）　－　　番（内線　　）	本（国）籍（　　）

記載要領

1　最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
2　不要の文字は、横線で消すこと。
3　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第１号その２（第１条の３関係）　　（　／　）

資料区分	１３		受理年月日	5.令和　年　月　日
受理警察署	（　署）		許可の種類	1.古物商　2.古物市場主
許可証番号			許可年月日	5.令和　年　月　日
所轄警察署	（　署）			
営業所等所在都道府県			営業所等整理番号	

主たる営業所・古物市場	形態	1.営業所あり　2.営業所なし　3.古物市場	
	名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) アキタナマハゲ" セイビ" コウジ" ヨウ (漢字) 秋田なまはげ整備工場	
	所在地	↓　住所と同じ場合は、記入を要しない。 都道府県　市区町村 電話（　）　－　番（内線　）	
	取り扱う古物の区分	01 美術品類　02 衣類　03 時計・宝飾品類　(04) 自動車　(05) 自動二輪車・原付 06 自転車類　07 写真機類　08 事務機器類　(09) 機械工具類　10 道具類 11 皮革・ｺﾞﾑ製品類　12 書籍　13 金券類 ※主に扱う古物とその他に扱う古物に○を記入	
	管理者 氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) アキタ シロウ (漢字) 秋田　四郎	
	管理者 生年月日	西暦 0 / 明治 1 / 大正 2 / (昭和 3) / 平成 4 / 令和 5　年 05　月 03　日 10 ※外国人の方のみ西暦記入	
	管理者 住所	秋田 都道府県 (県)　秋田 (市)区 町村 千秋明徳町○○番地○　※住民票の表記と同じく記入 電話（090）○○○○－○○○○番（内線　）	本(国)籍（　）

記入要領

1　最上段及び太枠右側の細枠内には記入しないこと。

2　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

ここの記入に注意して、主たる営業所をこの様式に記入してください。
その他の営業所がある場合は様式第1号その3で追加記入してください。

別記様式第１号その４（第１条の３関係）

※HP等を開設し、ネット回線の利用について記入してください。（疎明資料必要）

電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いるかどうかの別	(1.)用いる　2.用いない **※用いない場合も2に○をして提出**

送信元識別符号

h	t	t	p	:	／	／	w	w	w	.	アイ l	D	-
エル l	a	n	t	.	a	k	i	t	a	／	(1)	(2)	(3)

自筆で記載する場合は、誤届・誤読を防止するため、誤りやすいアルファベットにふりがなをふり、数字は丸（○）で囲んでください。
ワープロソフト等によりURLを印字した別紙を添付する場合は、ふりがなをふる必要はありません。

記入要領

1　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
2　送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
3　送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。
4　所定の欄に記入し得ないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。